

都市計画マスタープラン改訂について

1. 都市計画マスタープラン <都市計画法抜粋より>

市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとする。市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

※基本構想＝将来ビジョン（総合振興計画）、基本的な方針＝都市計画マスタープラン

2. 見直しの時期

上位計画である将来構想の改定や埼玉県の方針の変更、社会情勢に大きな変化があった場合に実施している。

前回改訂は令和 4 年 3 月に実施。

（経緯：平成 12 年 3 月策定、平成 22 年 3 月改訂、平成 28 年 3 月改訂）

3. 見直しの目的、視点

○上位計画との整合

- ・ 第二次志木市将来ビジョン（第六次志木市総合振興計画）将来構想の策定
〔令和 8 年 3 月〕
- ・ 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の改定
〔埼玉県：令和 5 年 10 月〕

○社会情勢の大きな変化

- ・ 朝霞地区 4 市共用火葬場の整備検討の着手〔令和 4 年度より〕
- ・ 国道 2 5 4 号バイパスの部分開通〔令和 5 年 7 月〕

○市のまちづくりの動向に合わせた更新

- ・ 記載されている各事業の進捗、方針等との整合
（地球温暖化対策実行計画、雨水管理総合計画、景観計画、
中心市街地活性化基本計画 など）
- ・ 市民意向の変化等による表記の見直し
- ・ 今後予定、検討している事業で、都市計画の位置づけが必要なものの反映
（志木駅東口の高度利用型地区計画）